

消費喚起・販売促進活動等支援事業

～新型コロナウイルス感染症拡大による消費減退に対して消費活動や販売促進活動に関する経費を助成します～

補助対象	感染防止対策を徹底して実施する、業況回復のための消費喚起、販売促進活動等の事業 (詳細は、裏面の『～こんな事業に使えます～』ご参照ください。)
対象業種	市内に事業所を構える中小企業者及び飲食店営業、宿泊業の許可を受けて事業を行う事業者(ただし、政治、経済、文化、宗教団体、及び風俗営業等に関する一部の事業を除く)
補助金額	補助率：対象経費(税抜額)の 3/4以内 ① 1事業者での取り組み 上限 20万円 ② 3事業者以上の任意団体での取り組み 上限 70万円 ③ 3事業者以上の既存団体での取り組み 上限 70万円 ※申請は1事業者あたり①～③の取り組み各1回まで 団体は②③各1回まで ※既存団体とは1年より以前に規約等で組織された団体
対象経費	・謝金(講師、イベント等への芸能団体出演謝金等) ・交通費(講師招へい、展示会等への出展に係る交通費(2人分まで)) ・景品等経費(事業費の1/4まで、地元産品に限る) ※現金、複数店舗で使用できる商品券、クーポン・プレミアム部分の補填に係る経費は対象外 ・使用料、委託料、改修費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等 ※事業例として裏面の～こんな事業が対象です～をご覧ください 事業につきましては事前に相談窓口まで相談ください

■ **事業の申請受付期間 令和3年7月30日まで**
(予算がなくなり次第受付終了)

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

■ 相談窓口

・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

～こんな事業が対象です～

感染防止対策を徹底して実施する

- 飲食、物販、展示会等販促イベントに係る経費
例：市内そば店が中心となって新そばイベント
市内建設業、電気店が中心となって住宅展示、設備展示会
- イベント等に係る販促チラシ作成、新聞折込
例：市内小売店が合同で行う大売出しイベントのPR
七五三等の記念日にあわせて美容業と写真屋が連携したPR
(曜日ごとに実施している等の定例のチラシについては対象外)
- 展示会、商談会出展
例：新規顧客獲得のための大型展示会、商談会への参加交通費(2名分)、PRパンフ作成
- クーポン事業
例：近隣の商店で売り上げ拡大のための大売出しの際の、クーポン券の印刷
(クーポンの割引部分等の補填は対象外)
- 新事業導入
例：新たにテイクアウトやデリバリーを行うための商品のプロによる写真撮影、パンフ作成
宿泊、貸館業によるテレワーク、ワーケーションサービスの導入、PR
新事業導入に係る専門家の派遣受け入れ

その他の事業については相談窓口までご相談ください

必要書類

申請時

- ・交付申請書(事業計画、効果目標)
対象経費のわかる書類(見積書等の写し)
団体構成関係書類(構成事業者一覧、既存団体の場合は規約、通帳等の写し)

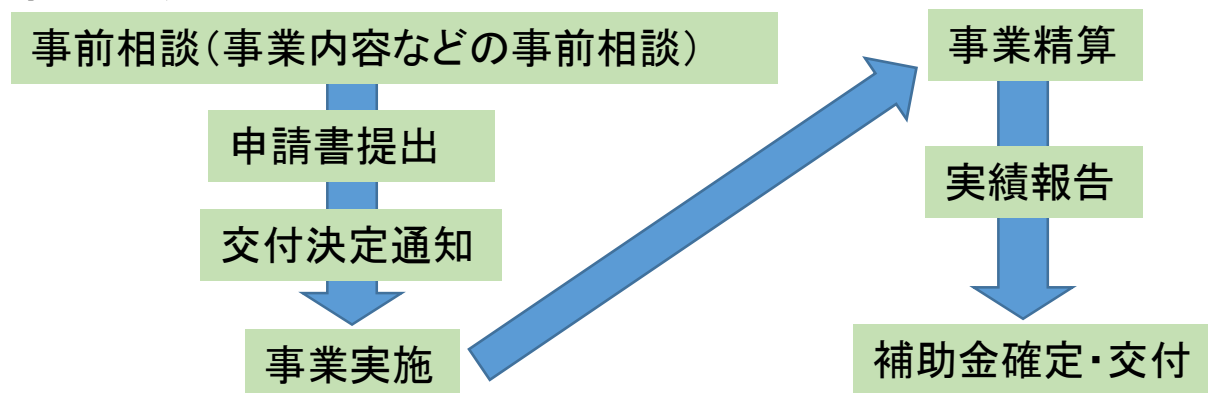
実績報告時

- ・実績報告書(事業報告、効果目標に対する実績及び見込)
事業の詳細がわかる書類(請求書、領収書等の証拠書類の写し)
実施状況がわかる写真(事業実施中の写真、備品等の写真)

■相談窓口

- ・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
- ・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

事業の流れ



本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階